

流山市役所他全47施設における 再生可能エネルギー100%電力の需給業務に関する簡易プロポーザル募集要綱

令和2年10月14日

◆1. 募集の趣旨

本市では、公共施設を財産と捉え戦略的な施設経営を行うファシリティマネジメント(以下「FM」という。)を推進し、公共施設の品質・財務・供給の質の向上を図っている。

平成17年4月の電力の規制緩和に伴い、高圧電力で受電している施設は、電力の購入先を自由に選択できることとなったことから、FM 施策の一環として、市内47施設における電力調達(以下「本業務」という。)について、総合的な観点から、電力の調達先を簡易プロポーザルにより選定しており、今回改めて公募するものである。

今回の公募にあたっては、第3期流山市地球温暖化対策実施計画(事務事業編)の計画期間が、令和2年度が最終年度であり、この計画を見直すにあたって、環境に最大限配慮するものとして、電力調達にあたっては、再生可能エネルギー100%の電力を需給するものである。

◆2. 事業概要

(1)事業の名称

流山市役所他全47施設における再生可能エネルギー100%電力の需給業務

(2)対象施設

流山市役所他全47施設 以下「対象施設」という。

◆3. 応募条件

3-1参加資格

- (1)「電気事業法等の一部を改正する法律「平成26年6月11日成立」による改正後の電気事業法第2条の3の規定に基づき小売電気事業者としての登録を受けていること。
- (2)対象施設に関する電気使用量のデマンドデータを、インターネット等を活用して「見える化」できるシステムを導入しており、集計・分析、データ出力ができること。

3-2応募者の制限

本募集要綱公表の日から提案書提出日までの間において、次の要件のいずれかに該当する者は、応募者及び応募者の構成員となることができないものとする。

- (1)流山市指名競争入札参加資格業者指名停止基準(平成3年4月1日制定)に基づく指名停止、又は流山市建設工事等暴力団対策措置要綱(平成19年6月1日制定)に基づく指名除外を受けている者
- (2)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者

- (3)手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過していない者、又は本事業の提案書提出日の前 6 か月以内に不渡り手形若しくは不渡り小切手を出した者
- (4)建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 28 条第 3 項若しくは第 5 項の規定による営業停止の処分を受けている者
- (5)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 3 条又は第 4 条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用している者
- (6)破産者で、復権を得ない者
- (7)民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の適用を申し立てた者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされている者
- (8)会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の適用を申し立てた者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされている者
- (9)警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者
- (10)応募資格申請書に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
- (11)法人税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者

3-3 応募に関する留意事項

(1)費用負担

応募に関する全ての書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。

(2)提出書類の取扱い・著作権

提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属しますが、提出書類は返却しません。本市は、提案募集以外の目的で提出書類を使用したり、情報を漏らしたりすることはありません。なお、応募者が事業者となった場合、その著作権は本市に帰属するものとします。

(3)提出書類の変更禁止

いったん提出した書類の変更はできません。ただし、提出書類に脱漏又は不明確な表示等があり、かつ、本市が変更を認めたときは、この限りではありません。

(4)虚偽の記載の禁止

企画提案書に虚偽の記載をした場合は、企画提案書を無効とします。

◆4. 電力に関する仕様

4-1 対象施設

流山市役所他全 47 施設 以下「対象施設」という。

4-2 電力に関する仕様

(1)供給電気方式 交流 3 相 3 線式

- (2)供給電圧(標準電圧) 6,000V
- (3)計量電圧(標準電圧) 6,000V
- (4)標準周波数 50Hz
- (5)電気方式 1回線受電
- (6)非常用自家発電設備の有無 別紙1のとおり
- (7)電力構成:供給する電力が、再生可能エネルギー100%の電力であり、次のいずれかとする。また、応募者は対象施設へ安定した電力の供給が可能な一般小売電気事業者または、特定規模電気事業者とし、A 及び B の混合は、可能なものとする。
 - (A)非化石証書(再エネ指定あり)を付けた FIT 電力100%の電力
 - (B)非化石証書(再エネ指定あり)を付けた非 FIT 電力(再エネ由来)100%の電力

4-3 対象施設における契約電力及び予定電気使用量

- (1)契約電力 別紙1のとおり
- (2)電気使用量 別紙1のとおり(令和元年度実績による)

※ただし、契約締結後の各月の契約電力(常時電力)は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値(kW)とする。本契約期間中に最大需要電力が500kW以上となる場合は、協議により契約電力を速やかに定めるものとする。

- (3)契約種別 参考2のとおり
- (4)請求金額(令和元年度) 別紙2のとおり

4-4 契約期間

令和3年4月1日午前0時から令和4年3月31日午後12時までとする。

本契約終了の3か月前までに双方のいずれからも申し出のない場合は、本契約を1年間、自動更新するものとし、4回まで延長できることとする。

4-5 電力量の検針方法

市の施設管理者によらない方法で、事業者の提案による。

4-6 支払方法

月ごとの支払とし、年12回払いとする。(但し、毎月の検針日を月末としない場合は年13回の支払を認めるものとする。)

4-7 契約方法及び積算方法

(1)契約方法

あらかじめ月額基本料金(単価)及び月別電気量料金(単価)を定め、各施設、月ごとに契約電力及び使用実績に応じて支払う単価契約とする。

※各施設における1か月の電気料金:(基本料金)+(電力量料金)

= (契約電力に応じた料金) + (使用量に応じて単価で支払う料金)

ただし、常時供給、自家発供給電力及び予備電力(予備電源)において、まったく電気を使用しない月の基本料金の割引、及び力率による割引(割り増し)については、関東地域を管轄する旧一般電気事業者の定める特定規模需要の標準供給条件等をもとに流山市と供給者出別途協議の上、調整を図るものとする。

(2) 積算方法

ア 全般

別紙1及び、別紙2を参照し、様式3-1、3-2に定めるシートを作成すること。

なお、様式3-2は、令和元年の実数値に令和2年9月現在の契約電力を示したものである。

また、本業務に係る評価点は、総電気料金の10%に相当する額(当該金額に1円未満の端数が生じた場合は切り捨てた金額とする)を加えた額で評価するので、参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、総電気料金の110分の100(当該金額に1円未満の端数が生じた場合は、切り上げた金額とする)に相当する料金を記載すること。

イ 算定基準

- (i) 見積価格の算定にあたって力率は100%とし、燃料費調整額・再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮しないこと。
- (ii) 契約電力及び最大需要電力の単位はkwとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
- (iii) 電力使用量の単位はkwhとし、その端数は、小数点第一位で四捨五入する。
- (iv) 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。
- (v) 消費税及び地方消費税額の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。

4-8 採点基準

価格点 配点100点

4-7(2)に規定する算定方法により算出した年間総電気料金(様式2)について、一番安価な事業者と契約する。

4-9 その他

- (1) フリッカ発生機器等の電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。
- (2) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、関東地域を管轄する旧一般電気事業者に相当する者が定める特定規模需要の標準供給条件による。
- (3) 契約施設に供給される電力が再生可能エネルギー100%電力であることの確認できる資料を1年ごとに書面(様式自由)で提出すること。ただし、インターネット等を通

- じて上記データを抽出可能なサービスを行っている場合は、これに換えることができる。また、その他の電力情報の開示を求められた場合は、その情報を提供すること。
- (4) 契約期間内に施設の運営方法の変更や改修工事等が行われ、仕様電力量等が予定値と大幅にずれる場合がある。
- (5) 事故等が発生した場合の連絡体制を確立させておくとともに、流山市が指定する連絡先へ指示、報告ができるようにしておくこと。
- (6) この仕様書に定めのない事項については、関東地域を管轄する旧一般電気事業者の定める特定規模需要の標準供給条件等をもとに流山市と供給者出別途協議の上、調整を図るものとする。

◆5. 提案募集のスケジュール

5-1 日程

提案の募集及び選定は、次の日程(予定)で行います。

募集要綱の公表	令和2年 10月 14日
質問の受付	令和2年 10月 16日～ 10月 23日
質問の回答	令和2年 10月 26日～10月 30日
企画提案書の受付	令和2年 11月 2日～11月 30日
審査	令和2年 12月初旬
結果通知・契約	令和2年 12月初旬～令和2年 12月末
準備工事等	令和3年 1月初旬～令和3年3月31日
契約期間	令和3年 4月1日～令和4年3月31日

5-2 募集要綱に対する質問

本要綱に関する質問は、次により行ってください。なお、質問は各社 1 回限りとします。

(1) 質問の方法

質問は、会社名・担当者名・連絡先を明らかにした上で、任意様式により事務局に持参、郵送、又は電子メールにより提出してください。郵送、電子メールの場合は、必ず事務局へ到着を確認してください。なお、電話、口頭による質問は受け付けません。

(2) 質問の受付期間

令和 2 年10月16 日～10月 23 日(午後 5 時必着)

持参の場合の受付時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時まで(土日除く)

(3) 質問の回答

回答は、令和 2 年10月 30 日までに、本市ホームページで公表するものとし、口頭による個別対応は行いません。なお、回答は本募集要綱と一体のものとして同等の効力を持つものとしします。

5-3 企画提案書の提出

仕様書における電力を需給可能な事業者については、指定書式による企画提案書を作成し、事務局へ持参してください。

企画提案書は、A4 版ファイルに綴じることとし、以下のものを記載又は、添付することとします。

- (1) 提案者の会社概要(様式1)
- (2) 総括表(様式2)
- (3) 総電気料金算出表(様式3-1、3-2)
- (4) 様式3-1、3-2のデータを収めた CD-Rom

企画提案書の受付期間は、令和 2 年 11 月 2 日～11 月 30 日(受付時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時まで)とし、正本1部、副本1部を事務局に提出するものとします。

なお、企画提案書の提出時に以下の書類を提出願います。

- ア 印鑑証明書(受付日前 3 か月以内に発行されたもの)
- イ 商業登記簿謄本(受付日前 3 か月以内に発行されたもの)
- ウ 納税証明書(直近 1 年の法人税、消費税(地方消費税))
- エ 財務諸表(最新決算年度のもの、写し可)

5-4 結果通知・契約

企画提案書の受領後、事務局において別に定める採点基準に反り、審査します。審査結果については、本市のホームページ及び文書により令和2年12月末日までに各事業者に通知します。審査結果、審査内容に係る質疑については一切受け付けません。

◆6 事務局

本提案募集に係る事務局は、次のとおりとします。

窓口:流山市 総務部 財産活用課 ファシリティマネジメント推進室

住所:〒270-0192 流山市平和台 1 丁目 1 番地の 1

電話:04-7150-6069

E-mail:kanzai@city.nagareyama.chiba.jp